

地域未来づくりプロジェクト交付金

～申請受付のご案内～

受付期間
延長

☑申請受付期間: 令和8年7月22日(水)～9月30日(水)

☑対象期間: 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
(期間内に支払いまで完了すること)

☑対象事業: 京都府内で実施し、地域課題の解決に資する非営利の事業

☑対象団体: 地域住民等が主体的に参画し、地域課題の解決に直接
取り組む非営利団体(NPO法人、ボランティアサークル等)

地域課題の解決に取り組む
活動を応援するです



■未来創造プログラム

地域の実情やニーズに応じた地域課題の解決に向けた事業のうち、多様な主体と連携し、自主的な事業運営を目指す一定規模の事業を支援します。

- ・対象経費：15～120万円（交付率：1/3以内）

申請団体個別で実施する事業の場合（個別型）

- ・対象経費：15～300万円（交付率：1/3以内）

他団体と連携して実施する事業の場合（連携型）

■地域活動応援プログラム

地域の実情やニーズに応じた地域課題の解決に向けた事業のうち、小規模な事業等を支援します。申請様式を他のプログラムと比べて簡略化しているほか、交付申請・実績報告のオンライン提出にも対応しています。

- ・対象経費：15～30万円（交付率：1/3以内）

■担い手育成・基盤強化プログラム

地域課題の解決に向けた活動が継続的に実施できるように、団体の人材育成や組織基盤強化につながる取組を支援します。

- ・対象経費：6～15万円（交付率：2/3以内）

詳細は、
府ホームページの
募集要領へ！



※京都市外で事業を実施する場合、全プログラムにおいて
(公財) 京都府市町村振興協会からも交付（交付率：1/3以内）

京都府地域未来づくりプロジェクト交付金



もっと知りたい「地域未来づくりプロジェクト交付金」

Q1 どのような団体が申請できますか？

- ・地域住民等が主体的に参画し、地域課題の解決に直接取り組む非営利団体
例) NPO法人、ボランティアサークル等
- ・必要な手続きを遅延なく行うことができる団体
- ・公正な会計運営に基づき事業を行うことができる団体
- ・団体構成員が3名以上である団体 ※法人格の有無は問いません

Q2 どのような事業や経費が対象となりますか？

地域課題の解決に向けて取り組む事業が対象です。

事業例	対象経費例
・子育ての困りごとに関する相談会 ・要配慮者のための居場所づくり ・移住希望者向けに開催するワークショップ 等	- 専門家への講師謝金 - 事業実施に伴うスタッフ旅費 - 広報チラシ作成費 会場費 等

※国や府の他の補助制度を併用することはできません。

※経常的な団体運営に要する経費（家賃や光熱費等）や飲食料費等は対象外です。

Q3 どのように申請すればよいですか？

申請受付期間内（**令和8年7月22日～9月30日**）に京都府・市町村の申請窓口へ必要書類を郵送又は持参により提出してください。**事業実施地域により、申請窓口が異なりますので、詳しくは募集要領を確認してください。**

※地域活動応援プログラム単体で申請する場合のみ、オンラインでの提出が可能です。

Q4 交付金以外の支援はありますか？

府が地域活動団体等に地域活動アドバイザーを派遣し、活動や団体運営についてアドバイスをする「地域活動アドバイザー派遣事業」を実施しています。「広報」、「事業計画」や「資金調達」等の分野について、1団体当たり最大3回までアドバイスを受けることができます。

その他にも、府庁NPOパートナーシップセンターでは、地域活動を支援するセミナーやミーティング等、様々な取組を行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先一覧

○主な事業実施地域が京都市又は乙訓地域の場合

→京都府 文化生活部 文化生活総務課 TEL:075-414-4453

○主な事業実施地域が山城地域(乙訓地域除く)の場合

→山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0774-21-2049

○主な事業実施地域が南丹地域の場合

→南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0771-24-8430

○主な事業実施地域が中丹地域の場合

→中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0773-62-2031

○主な事業実施地域が丹後地域の場合

→丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0772-62-4300

※協働教育分野については、京都府教育庁指導部社会教育課(TEL:075-414-5884)にお問合せください。